

◎新潟県告示第958号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、十日町市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成29年8月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
9月22日（金）	午前9時30分から正午まで	十日町市総合福祉センター サンクロス十日町	十日町市全域
9月25日（月）	午後1時から4時まで	下条公民館	
9月26日（火）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	千手中央コミュニティセンター 車庫	
9月27日（水）	午前9時から正午まで	十日町市陸上競技場	
	午後1時から4時まで	吉田公民館	
9月28日（木）	午前9時から正午まで	松之山公民館	
	午後1時から4時まで		
9月29日（金）	午前9時から正午まで	水沢公民館	
10月2日（月）	午後1時から4時まで	十日町市総合福祉センター サンクロス十日町	
10月3日（火）	午前9時30分から正午まで 午後1時から4時まで		
10月4日（水）	午前9時から正午まで	十日町市松代支所車庫	
	午後1時から4時まで		
10月5日（木）	午前9時から正午まで	十日町市中里支所車庫	
	午後1時から4時まで		
10月6日（金）	午前9時から正午まで	川治公民館	
10月10日から平成30年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、平成30年1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会